

公安委員会	犯罪被害者等のための施策の推進に	令和5年9月21日
説明資料No. 1	関する業務の基本方針について	長官官房

1 趣旨

犯罪被害者等のための施策（以下「犯罪被害者等施策」という。）の推進については、これまでも政府全体として取り組んできたところ。他方、犯罪被害者等からは、様々な実施主体による多様な支援の連携強化や内容の充実を求める声など、依然として多岐にわたる意見・要望が寄せられており、また、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）においても、国家公安委員会・警察庁が司令塔として総合的な調整を十分に行うこととされたところ。

これを踏まえ、犯罪被害者等施策の一層の推進を図るため、国家公安委員会において犯罪被害者等施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うこととし、国家公安委員会において本業務に取り組むに当たり、本基本方針を定めるもの。

2 概要

○ 基本的な方針

令和5年10月1日以降は、犯罪被害者等基本計画の作成及び推進を所掌する国家公安委員会が犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する総合調整等を行うことで施策を一元的に牽引し、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で犯罪被害者等施策の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととする。

○ 基本的な方針に基づき行う事務の内容と関係府省庁

- ・ 国家公安委員会は、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、犯罪被害者等施策の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整等を行うとともに、関連する所掌事務に当たる。
- ・ 警察庁は、国家公安委員会が行う総合調整等を補佐するとともに、犯罪被害者等施策の推進に関連する所掌事務に当たる。
- ・ 関係府省庁は、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、犯罪被害者等施策の推進に関連する所掌事務に当たる。

3 今後の予定

閣議決定 令和5年9月26日（火）

1 警察庁組織令の一部を改正する政令案

- (1) 長官官房犯罪被害者等施策推進課を新設し、同課に警察法第5条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策のうち犯罪被害者等施策に係るものについて、閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事等を所掌させる。(第10条及び第14条関係)
- (2) 教養厚生課を廃止し、人事課に警察職員の教養、福利厚生、医療等に関する事等を所掌させる。(第12条及び第14条関係)
- (3) その他所要の規定を整備する。

2 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- (1) 厚生管理室を人事課に移管する。(第12条関係)
- (2) 教養企画室を人事課に新設する。(第13条関係)
- (3) その他所要の規定を整備する。

3 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案

- (1) 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則」を改正し、犯罪被害者等給付金支払請求書等の宛先について、教養厚生課長を犯罪被害者等施策推進課長に改める。
- (2) その他所要の規定を整備する。

4 犯罪被害者等施策推進会議決定の改正

上記1の改正に伴い、「基本計画策定・推進専門委員等会議の開催について」(平成22年2月15日犯罪被害者等施策推進会議決定)を改正し、基本計画策定・推進専門委員等会議の庶務を担う所属について、教養厚生課を犯罪被害者等施策推進課に改める。

5 今後の予定

令和5年10月1日から施行

公安委員会 説明資料No. 3	「全国犯罪被害者支援フォーラム2023」 の開催について	令和5年9月21日 長官官房
----------------------------------	---	---------------------------------

1 開催の趣旨

本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて、犯罪被害者支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に毎年開催されており、本年は「被害にあった児童・生徒をどう支援するか～学校と関係機関連携」がテーマ（今回で28回目）

※ 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金、警察庁が主催

※ 会場における観覧のほか、YouTubeを利用したライブ配信を実施

2 日時、会場

令和5年10月13日（金） 午後1時00分から午後5時10分まで
イイノホール（東京都千代田区）

3 来賓

国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会副会長

4 参加者

民間被害者支援団体、学識経験者、弁護士、医師、公認心理師等

5 概要

(1) 開会挨拶・来賓挨拶

(2) 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰

民間被害者支援団体、犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長との連名表彰等を実施

(3) 精神科医による基調講演

(4) 犯罪被害者遺族による講演

(5) パネルディスカッション

大学准教授、民間被害者支援団体相談員及び千葉県警察職員（心理カウンセラー）をパネリストとして、「被害児童・生徒と保護者のために必要な支援と関係機関連携」をテーマに討議

公安委員会	令和5年上半期におけるサイバー	令和5年9月21日
説明資料No. 4	空間をめぐる脅威の情勢等について	サイバー警察局

1 概要

令和5年上半期におけるサイバー空間の脅威の情勢を示す指標、事例を示すとともに、サイバー空間における安全・安心の確保に向けた警察の主な施策等を取りまとめたもの。

2 サイバー空間の脅威情勢

サイバー空間をめぐる脅威の情勢については、次に掲げる状況が見受けられるなど、極めて深刻な情勢が続いている。

- (1) DDoS攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害が複数発生し、一部の事案に関しSNS上でハクティビストや親ロシア派ハッカー集団からの犯行をほのめかす投稿が確認されている。
- (2) 令和5年第1四半期のクレジットカード不正利用被害額は、前年同期と比較して増加している。また、令和5年上半期のインターネットバンキングに係る不正送金被害は、年間の数と比較して、被害件数が過去最多、被害総額も過去最多に迫る状況である。
- (3) ランサムウェア被害の件数が高水準で推移するとともに、データを暗号化する（ランサムウェアを用いる）ことなくデータを窃取し対価を要求する手口（「ノーウェアランサム」）による被害が、新たに6件確認された。

3 警察における主な取組

- (1) 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）と連名で、重要インフラ事業者等のウェブサイトへのDDoS攻撃に関する注意喚起を行った。
- (2) 総務省と連携し、携帯電話事業者に対してSIMスワップの対策強化（携帯電話機販売店における本人確認の強化等）を要請した結果、令和5年上半期におけるSIMスワップによる不正送金被害が激減した。
- (3) サイバー特別捜査隊及び大阪府警察において、インドネシア国家警察と連携し、フィッシングツール「16SHOP」を用いて不正に入手したクレジットカード番号等を使用して通販サイトの商品を窃取するなどしたインドネシア在住の同国人被疑者を特定し、令和5年7月に同国国家警察が同被疑者を逮捕した。